

第58期定時株主総会招集ご通知に際しての 電 子 提 供 措 置 事 項

1. 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

3. 計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024 年 10 月 1 日 から 2025 年 9 月 30 日 まで)

株式会社アサカ理研

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が当事業年度末に保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

回次	第5回新株予約権		
発行決議日	2020年12月18日		
新株予約権の数	200個		
新株予約権の目的となる 株式の種類と数	普通株式40,000株 (新株予約権1個につき200株) (注) 4		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり400,400円 (1株当たり2,002円) (注) 4		
権利行使期間	2022年12月19日から 2030年12月18日まで		
行使の条件	(注) 1 (注) 2 (注) 3		
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	60個 12,000株 4名

- (注) 1. 権利行使時において、当社の取締役であることを要する。但し、取締役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 2021年2月1日付けで行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	31,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制

当社の、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は下記のとおりです。

[内部統制システム構築の基本方針の概要]

当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、企業経営の基本的使命である株主利益追求のため、「豊かな創造性を發揮し、社会貢献を果たす」を社是に掲げ、法令、企業倫理を遵守し、地球環境問題に真摯に取り組み、それぞれの利害関係者に対し、責任を果たすことを目指しております。そのためにはより牽制の効いた企業統治の確立が不可欠であるとし、当社は以下の事項を実施しております。

- ① 取締役会への監督機能を有効に働かせるため、過半数の社外取締役を含む監査等委員会を置く。（監査等委員会設置会社）
 - ② 取締役は代表取締役をして、利害関係者へ十分な情報開示と説明責任を果たさせる。
 - ③ 執行役員制度を採用し、取締役会は執行役員を任免する。
 - ④ 執行役員は規程、取締役会決議に基づき分掌、権限を行使する。
 - ⑤ 取締役会は代表取締役に経営委員会を設置させる。
 - ⑥ 経営委員会は取締役が行う業務執行の補助、部門横断的な業務の管理、部門代表者による情報交換、その他取締役会が決議により付加した機能を果たす。
- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社グループは企業経営の基本使命を果たすために、社是実現のために「アサカ理研グループ行動憲章」を制定し、企業行動の基準とする。
 - ② 各取締役会は業務執行について決定し、これを監督する。
 - ③ 当社取締役会は代表取締役に内部監査室を所管させ、当社グループ内の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ④ 当社取締役会は代表取締役を議長とした経営委員会を設置し、当社グループ各社、各部門に対しコンプライアンスの維持向上に必要な措置を講じさせる。
 - ⑤ コンプライアンスが維持されている状態とは、取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するため、社是、基本理念、行動指針及び「アサカ理研グループ行動憲章」等が周知徹底され、実務的に運用されている体制をいう。

- ⑥ 当社の代表取締役及び執行役員は当社グループの使用人に対し、コンプライアンス教育と啓発を行い、代表取締役、執行役員及び当社グループの使用人は、重大な法令違反等を発見した場合には所属会社又は当社に報告をする。内部通報体制を整備かつ運用し、当該通報について、当社監査等委員会への適切な報告体制を確保する。併せて、状況に応じて通報者を秘匿するとともに通報者に対して不利な取扱いがないことを確保する。
 - ⑦ 当社内部監査室は業務の適法性等に関する監査を実施し、当社の代表取締役及び監査等委員会に報告する。
 - ⑧ 当社代表取締役は監査報告のうち重要なものについて適切な対策を決定し、必要に応じて報告内容、対処状況及び結果について、適切に当社グループの役員及び使用人に開示し、周知徹底する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役は以下の文書等を関連規程に基づき適切に記録、保存、管理する。
 - a. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営委員会議事録とこれらの関連資料
 - b. 取締役、執行役員が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料
 - c. 取締役、執行役員を決定者とする決定書類及び附属書類
 - d. その他取締役、執行役員の職務の執行に関する重要な文書
 - ② 取締役会議長は上記情報の保存及び管理を監督する統制監視責任者となる。
 - ③ 総務担当執行役員は統制監視責任者を補佐する。総務部門に上記情報管理担当者を置く。
 - ④ 上記文書は10年以上保存する。
- (3) 当社及び当子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社取締役会は、当社グループのあらゆるリスクに対処するため、危機管理規程を設け、代表取締役を委員長とする危機管理委員会を設置する。
 - ② 危機管理委員長は当社グループにおける危機管理基本方針、危機管理年次計画等を取締役会に提案するとともに、各部門別、各子会社別にリスク評価表及び危機管理対応要領を作成させる。これに基づき委員長は毎年当社グループ全体のリスク評価表及び危機管理対応要領を取りまとめ、当社取締役会へ提出、承認を受け、発生した危機に対応する。
- (想定される危機管理)
- a. 地震、洪水、事故、火災等
 - b. 不適切な業務執行による生産及び販売活動

- c. 貴金属相場、地金相場及び為替相場変動等
- ③ 危機管理委員会は目的別に次の委員会を設置する。
- a. 労働委員会
 - b. 環境委員会
 - c. 品質委員会
 - d. 情報委員会
- ④ それぞれの委員会においてリスク評価表及び危機管理対応要領を作成する。
- ⑤ 危機管理委員会は当社グループにおける危機管理に関する事項について協議検討し、当社取締役会に付議し、その決議に従う。
- ⑥ 当社代表取締役は経営戦略リスクの評価を行い、経営戦略に関わるリスク評価表及び危機管理対応要領を作成し、提出する。
- ⑦ 重要な投資案件に関わるリスク評価表等は各部門が作成し、利益計画担当執行役員がこれを取りまとめ、当社取締役会に提出する。
- ⑧ 危機管理委員会は総務担当執行役員が進言し、委員長の決定により、危機管理対策本部を設置する。
- ⑨ 当社内部監査室は危機管理状況について内部監査を実施し危機管理委員長へ報告する。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は取締役会を原則月1回定期に開催する他、適宜臨時に開催するとともに、原則毎週経営委員会を開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略について審議を行い意思決定の迅速化を図る。
 - ② 当社取締役会は、取締役会規則、権限規程等において、取締役会及び取締役の役割、資格、権限等を明確にする。
 - ③ 当社取締役会は執行役員規程、経営委員会規程、権限規程等において執行役員の分掌、資格、権限等を明確に定める。
 - ④ 当社の代表取締役、業務執行取締役、執行役員は各規程及び取締役会決議に基づき、取締役会が委任した範囲内で権限行使し、業務に専念する。
 - ⑤ 当社代表取締役は当社グループ全体の組織を構築し、効率的な運営と監視監督体制の整備を行う。
 - ⑥ 当社子会社の取締役会は、各規程及び取締役会決議等に基づき、各取締役の役割、資格、権限等を明確にし、各取締役は取締役会が委任した範囲内で権限行使し、業務に専念する。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社子会社の代表取締役及び監査役等は、当社取締役会において3ヶ月に一度以上執行状況の報告を行う。
 - ② 当社代表取締役は内部監査室に当社グループ各社の内部監査を実施させる。
 - ③ 当社の監査等委員会は当社グループ各社の監視、監査を行える体制を構築する。
 - ④ 当社グループ全体及び各執行部門の経営戦略及び経営課題の協議・検討を行う機関として、当社は「経営委員会」を設置し、原則毎週開催する。
 - ⑤ 当社の監査等委員会、取締役会、取締役は、当社代表取締役の業務執行状況を監督する。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、監査等委員会スタッフという。）を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会が求めた場合、監査等委員会スタッフを置くことができる。
(監査等委員会スタッフ)
 - a. 監査等委員会スタッフに必要な能力・業務経験は、法務、計数的知見とする。
 - b. 監査等委員会スタッフの職務は監査計画の立案及び監査の補助等とする。
 - c. 監査等委員会スタッフは当社グループ各社の監査業務の事務局となる。
- (7) 監査等委員会スタッフの取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会スタッフの人事考課は監査等委員会の同意が必要。
 - ② 監査等委員会スタッフの異動には監査等委員会の同意が必要。
 - ③ 監査等委員会スタッフは当社子会社の監査役を兼務できるが、業務執行に係る役職は兼務できない。
 - ④ 監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会が有する調査権限を行使するものとし、当社グループの取締役及び使用人は、当該監査等委員会スタッフからの要請を受けた場合、これに協力する。

- (8) 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ① 執行役員は自己の職務執行状況を代表取締役に報告する義務を有する。
 - ② 代表取締役は自己及び使用人の業務執行状況を取締役会に報告する義務を有する。
 - ③ その他の取締役は自己の業務執行状況を取締役会に報告する義務を有する。
 - ④ 監査等委員は取締役として取締役会への出席義務がある。
 - ⑤ その他監査等委員会は以下の権限を有する。
 - a. 監査等委員はあらゆる会議に出席できる。
 - b. あらゆる部門に直接調査権を発動できる。
 - c. 監査等委員会スタッフに調査をさせることができる。
 - d. 内部監査室に監査させることを代表取締役に求めることができる。
 - e. 代表取締役及び当社子会社の監査役と定期的に情報交換を行う。
 - f. 会計監査人より監査計画及び実施結果の説明を受ける等情報交換を行い連携を図る。
 - g. 内部監査室は監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。
 - ⑥ 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務に関する報告を求められた事項について速やかに報告する。
- (9) 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制
- 当社グループの取締役及び使用人は、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす事実又はその恐れのある事実を把握した場合、速やかに各社の監査役（監査役が存在しない当社子会社の場合は直接当社監査等委員会。以下同じ。）に対して報告するものとし、報告を受けた各社の監査役は、これを当社監査等委員会に対して速やかに報告する。
- (10) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、当社の監査等委員会及び当社子会社の監査役へ報告又は内部通報制度を利用した通報を行った者に対して、当該報告又は通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社グループに周知徹底する。

- (11) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

- (12) その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室は、内部監査計画及び往査に関して、監査等委員会、会計監査人と緊密に連携し、調整する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社取締役会では、法令、企業理念を遵守し、適正かつ効率的な業務遂行を確保するために、内部統制システムを構築し、その運用状況を確認のうえで、継続的な改善及び強化に努めております。当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役会を18回開催し、取締役及び執行役員、使用人の業務執行状況の報告と、重要事項並びに経営戦略について審議を行っております。また、当社の子会社であるアサカ弘運株式会社及び株式会社ASA KA SOLARは、当社取締役会において、業務執行状況について報告いたしました。
- ② 監査等委員会を13回開催し、監査計画を協議決定し、業務及び財産状況の監査、取締役会の出席及び取締役の職務執行の監査、法令、定款などの遵守について監査いたしました。
- ③ 当社は、危機管理規程に基づき、代表取締役を委員長とする危機管理委員会を設置しております。危機管理委員会に設置する目的別委員会において実施する当社グループにおけるリスク評価をもとに危機管理対応要領を作成し、取締役会へ報告を行い、承認を受けております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	株 主 資 本 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年10月1日 残高	504,295	369,363	3,756,365	△142,124	4,487,900
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△40,120		△40,120
親会社株主に帰属する当期純利益			300,240		300,240
自己株式の取得				△36	△36
自己株式の処分		△3,622		12,912	9,290
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△3,622	260,119	12,875	269,372
2025年9月30日 残高	504,295	365,741	4,016,484	△129,248	4,757,273

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 约 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 債 証 券 評 値 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	合 計		
2024年10月1日 残高	121,102	114	768	121,985	39,804	4,649,690	
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当						△40,120	
親会社株主に帰属する当期純利益						300,240	
自己株式の取得						△36	
自己株式の処分						9,290	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	7,087	1,654	△1,844	6,897	△214	6,683	
連結会計年度中の変動額合計	7,087	1,654	△1,844	6,897	△214	276,056	
2025年9月30日 残高	128,190	1,768	△1,075	128,883	39,590	4,925,747	

連結注記表

I. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|-----------|-----------|
| ・連結子会社の数 | 1 社 |
| ・連結子会社の名称 | アサカ弘運株式会社 |

(2) 非連結子会社の状況

- | | |
|---------------|--|
| ・非連結子会社の名称 | ASAKARIKEN (M) SDN.BHD.、株式会社ASAKA SOLAR |
| ・連結の範囲から除いた理由 | ASAKARIKEN (M) SDN.BHD.は清算手続き中であり、当社との間に有効な支配従属関係がないため、連結の範囲から除外しております。
株式会社ASAKA SOLARは小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。 |

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（ASAKARIKEN (M) SDN.BHD.）は清算手続き中であり、重要性がないため持分法の適用範囲から外しております。

持分法を適用していない非連結子会社（株式会社ASAKA SOLAR）は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

② デリバティブ

③ 備卸資産

商品及び製品・仕掛品・原材料 個別法及び総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

その他 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）の減価償却方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給の見込額のうち、当連結会計年度における負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 貴金属事業

貴金属事業では、電子部品（半導体、LED、パワーデバイスなど）メーカー等から排出される基盤屑・不良品・廃棄品などのスクラップを集荷し、処理方法の最適化と独自の溶媒抽出法を用いて有価金属を回収、貴金属地金を製造・販売しております。また、成膜装置、真空装置関連の治具洗浄も行っており、繰り返して使用できるよう機能を再生するとともに、治具に付着している有価金属を回収し、要望に応じ成膜材料へ加工して返却しています。

これらの製品販売及び洗浄サービスにおける加工代金等については、主として製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されることから、当時点において収益を認識しております。なお、製造した貴金属地金等の国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

当社グループは、履行義務を充足した時点から主として1年以内に顧客から対価の支払いを受けております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

② 環境事業

環境事業では、プリント基板メーカーより使用済みエッチング用薬液を引き取り、新液として再生・販売しています。さらに、副産物である銅を回収・販売しています。

これらの製品販売については、製品の引渡し時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されることから、当時点において収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。

当社グループは、履行義務を充足した時点から主として1年以内に顧客から対価の支払いを受けております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

③ システム事業

システム事業では、各種計測データ処理システムの開発・販売、自動計測システムの開発・販売等を行っております。

これらの製品販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループは、履行義務を充足した時点から主として1年以内に顧客から対価の支払いを受けております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な繰延資産の計上方法

社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、金額的重要性の乏しいものについては、当該勘定が生じた期の損益として処理しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理を採用している金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

III. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類及び前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

IV. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「物品売却益」（前連結会計年度は1,437千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

また、前連結会計年度において区分掲記しておりました「助成金収入」（当連結会計年度は534千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

V. 会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	2,376,812千円
仕掛品	579,729千円
原材料及び貯蔵品	74,481千円
売上原価に含まれる棚卸評価損	16,559千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは棚卸資産の評価について、「連結注記表 II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項」に記載しているとおり、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。収益性の低下に基づく簿価切り下げについては、連結会計年度末における、売却市場における市場価格及び受注状況等により見積りした正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げております。連結会計年度末において品目ごとに算出した一定の回転期間を超える棚卸資産については、今後の販売計画を基礎として見積りした今後の販売可能性等に応じて、規則的に帳簿価額を切り下げております。一定の回転期間を超えていない場合でも、営業循環過程から外れた棚卸資産について処分見込価額で測定しております。

棚卸資産の評価にあたっての主要な仮定は、販売計画及び販売価格であり、販売価格は期末日に最も近い市場価格、販売実績、顧客との契約に基づく価格であります。

当社グループでは、現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っていますが、これらの見積りの前提となる経済情勢の変化や販売計画の見直し、販売価格の急激な変化があった場合には、翌連結会計年度において損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（貸借対照表計上額）821千円

繰延税金負債（貸借対照表計上額）148,828千円

（相殺前の繰延税金資産 112,349千円、相殺前の繰延税金負債 260,356千円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度から、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。課税所得に関する見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

課税所得の見積りにあたり、主要な仮定は将来の事業計画であり、製品・サービスごとの仕入・販売数量及び価格などに基づいて算定されております。

この見積りは、将来の不確実な経済状況の影響をうけることから、実際の業績と事業計画との乖離が生じる可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額や将来減算一時差異の解消見込年度が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

VII. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	850,486千円	(207,843千円)
機械装置及び運搬具	1,428千円	(1,428千円)
土地	897,208千円	(266,210千円)
建設仮勘定	160,970千円	(一)
その他	0千円	(0千円)
計	1,910,093千円	(475,481千円)

(2) 担保に係る債務

短期借入金	162,280千円	(35,118千円)
長期借入金	4,959,326千円	(61,882千円)
計	5,121,606千円	(97,000千円)

上記のうち（ ）内書は工場財団抵当を示しております。根抵当権によって担保されている債務については、期末残高又は極度額のいずれか少ない方の金額で記載しております。

また、物件引き渡し後に抵当権の設定が契約により予定されている、建設中の物件及びその債務を含めております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,182,595千円

3. 財務制限条項

当社グループの借入金のうち、シンジケートローン契約（当連結会計年度末残高4,091,540千円）には、各事業年度における純資産及び経常利益が、一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

4. 有形固定資産の圧縮記帳

有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

建物及び構築物	35,689千円
機械装置及び運搬具	105,838千円
その他	33,554千円
計	175,083千円

VII. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

以下の資産について減損損失を計上しております。

用途・場所	種類	金額
遊休資産 (福島県郡山市)	建物、機械装置、 建設仮勘定、及び無形固定資産	30,087千円
遊休資産 (福島県いわき市)	建物、機械装置 及び建設仮勘定	24,556千円

当社は、管理会計上の区分である事業別を基本にグルーピングを行っておりますが、遊休資産についてはそれぞれの個別資産を基本単位として取り扱っております。

遊休資産については、今後使用が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、売却を予定しているものについては正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却見込額に基づき算定しております。また、売却が困難である資産については、将来キャッシュ・フローが見込めないため回収可能価額を零として評価しております。

VIII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	5,144,600	-	-	5,144,600

2. 自己株式の種類及び株式数

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	129,498	35	11,760	117,773

(注) 自己株式数の増加及び減少は、単元未満株式の買取り及び、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

3. 当連結会計年度末の新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第5回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	37,000株
新株予約権の残高	39,590千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	40,120	8	2024年9月30日	2024年12月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年11月14日開催の取締役会において、次の内容を決定いたしました。

配当金の金額	60,321千円
配当金の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	12円
基準日	2025年9月30日
効力発生日	2025年12月10日

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述のリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、運転資金や設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、返済又は償還の期日は最長で期末日後12年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建債権の回収及び外貨建債務の支払いに係る将来の為替変動リスク及び借入金の金利の変動リスクを回避する目的で利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、主として与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引先相手が高格付けを有する銀行に限定されているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建債権の回収及び外貨建債務の支払いについて、将来の為替変動リスクに対して、為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

また、借入金の支払いについて、将来の金利変動リスクに対して、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、定期的に把握された時価が取締役会に報告しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた内規に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。また、月次の取引実績は取締役会に報告しております。

③ 資金調達における流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません（（注2）参照）。また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (千 円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投 資 有 価 証 券	207,304	207,304	—
(2) 社 債	(330,000)	(314,205)	15,794
(3) 長 期 借 入 金	(5,176,606)	(4,922,140)	254,465
(4) デ リ バ テ ィ ブ 取 引	2,550	2,550	—

（＊1）負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

（＊2）長期借入金には1年内返済長期借入金を含めて記載しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

その他有価証券の取得原価、連結貸借対照表計上額、及びこれらの差額は以下のとおりであります。

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	207,304	26,893	180,410
	小計	207,304	26,893	180,410
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		207,304	26,893	180,410

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	110,328	93,354	2,550
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	4,125,611	4,106,411	※

※ 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	5,100
出資金	30

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
預金	4,150,428
受取手形及び売掛金	543,632
電子記録債権	29,710
合計	4,723,772

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	202,280	177,280	1,953,925	395,205	395,205	2,052,709
社債	—	—	—	200,000	130,000	—
合計	202,280	177,280	1,953,925	595,205	525,205	2,052,709

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	207,304	—	—	207,304
デリバティブ取引	—	2,550	—	2,550
金利関連	—	—	—	—
資産計	207,304	2,550	—	209,855

(*) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	(314,205)	—	(314,205)
長期借入金	—	(4,922,140)	—	(4,922,140)
負債計	—	(5,236,346)	—	(5,236,346)

(*) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに区分し、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	貴金属 事業	環境 事業	システム 事業	計		
顧客との契約から生じる 収益	7,267,727	1,201,876	196,144	8,665,749	20,239	8,685,989
外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上 高又は振替高	7,267,727	1,201,876	196,144	8,665,749	20,239	8,685,989
計	7,267,727	1,202,378	196,144	8,666,251	347,522	9,013,773

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運輸事業等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項
(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	465,703
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	573,343
契約負債（期首残高）	42,990
契約負債（期末残高）	85,125

顧客との契約から生じた債権は、受取手形及び売掛金、電子記録債権であります。

契約負債は、主に貴金属事業における加工代金等の前受金で、流動負債のその他に含めて計上しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は42,990千円であります。

なお、契約資産の残高は生じておりません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	972 円 02 銭
1株当たり当期純利益	59 円 77 銭

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XIII. 追加情報

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(单位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	7,885,040	流动負債	3,093,370
現金及び預金	4,117,500	買掛借入金	301,823
受取手形	5,458	短期借入金	202,280
電子記録債権	29,710	会社短期債	40,000
売掛金	537,913	一法人税	4,202
商品及び製品	2,376,812	未払法人税	59,594
仕掛け品	579,729	借入金地当	2,008,434
原材料及び貯蔵品	70,917	購入引の債	170,096
その他の	166,997	定負債	306,939
固定資産	5,763,839	固定期借入債	5,719,416
有形固定資産	5,370,401	社長期借入債	330,000
建物	1,249,466	繰延税金負債	4,974,326
構築物	135,728	長期未払債	3,960
機械及び装置	447,132	資産除去年債	149,338
車両運搬具	4,971	資本	206,360
工具、器具及び備品	51,135	資本剰余金	55,431
土地	1,362,987	資本準備金	
リース資産	7,474	その他資本剰余金	
建設仮勘定	2,111,503	利益剰余金	4,666,542
無形固定資産	54,280	利益準備金	504,295
投資その他の資産	339,157	その他利益剰余金	365,741
投資有価証券	207,304	配当平均積立金	339,295
関係会社株式	18,983	固定資産圧縮積立金	26,446
前払年金費用	76,833	別途積立金	3,925,753
その他の	46,267	繰越利益剰余金	21,030
貸倒引当金	△10,231	自己株式	3,904,723
資産合計	13,648,879	評価・換算差額等	95,000
		その他有価証券評価差額金	413,935
		繰延ヘッジ損益	506,500
		新株予約権	2,889,288
		純資産合計	△129,248
		負債・純資産合計	129,959
			128,190
			1,768
			39,590
			4,836,091
			13,648,879

損益計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

売上高	8,509,056	
品目	174,288	
原価		8,683,345
上場益		5,996,323
販売費用及び一般管理費		2,687,021
営業外収益		2,219,255
受取配当金		467,765
受取賃料		
受取保険料		
受取物保証金		
受取為替差額		
受取業外費用		18,778
受取支社地金		7,342
受取支社債権		3,084
受取取扱品		20,599
受取解約金		67,240
受取保証金		1,328
受取為替他益		4,761
業外費用		123,134
支社地金		
支社債権		
倒引の利息		66,388
倒引の利入		3,449
倒引の料入		39,736
倒引の額入		75,056
倒引の他益		123
倒引の常益		2,073
別利		186,827
補助金		
固定資産		
定期預約損		404,072
新株予約権		
別定資産		
定期損		
固減引損		
税法人税引前		10,000
税法人税、住民税等		310
当期純利益		214
当期純利益		10,524
税法人税等		
税法人税額		
当期純利益		
当期純利益		4,814
税法人税額		54,644
当期純利益		59,458
税法人税額		355,138
当期純利益		83,373
税法人税額		△11,799
当期純利益		71,573
当期純利益		283,564

株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						その他利益剰余金	
	資本		剰余金		利益			
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	配当平均 積立金	固定資産 圧縮積立金		
2024年10月1日残高	504,295	339,295	30,068	369,363	21,030	95,000	432,570	506,500
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
固定資産圧縮積立金の積立						6,950		
固定資産圧縮積立金の取崩						△25,585		
自己株式の取得								
自己株式の処分			△3,622	△3,622				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	△3,622	△3,622	—	—	△18,635	—
2025年9月30日残高	504,295	339,295	26,446	365,741	21,030	95,000	413,935	506,500

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計		
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益				
	その他利益剰余金	利益剰余金合計								
2024年10月1日残高	2,627,209	3,682,310	△142,124	4,413,845	121,102	114	121,216	39,804 4,574,865		
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	△40,120	△40,120		△40,120				△40,120		
当期純利益	283,564	283,564		283,564				283,564		
固定資産圧縮積立金の積立	△6,950	—		—				—		
固定資産圧縮積立金の取崩	25,585	—		—				—		
自己株式の取得			△36	△36				△36		
自己株式の処分			12,912	9,290				9,290		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					7,087	1,654	8,742	△214 8,528		
事業年度中の変動額合計	262,078	243,443	12,875	252,697	7,087	1,654	8,742	△214 261,226		
2025年9月30日残高	2,889,288	3,925,753	△129,248	4,666,542	128,190	1,768	129,959	39,590 4,836,091		

個別注記表

I. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法
子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

商品・製品・仕掛品・原材料

個別法及び総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	7～50年
機械及び装置	2～15年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）の減価償却方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給の見込額のうち、当事業年度における負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 貴金属事業

貴金属事業では、電子部品（半導体、LED、パワーデバイスなど）メーカー等から排出される基盤屑・不良品・廃棄品などのスクラップを集荷し、処理方法の最適化と独自の溶媒抽出法を用いて有価金属を回収、貴金属地金を製造・販売しております。また、成膜装置、真空装置関連の治具洗浄も行っており、繰り返して使用できるよう機能を再生するとともに、治具に付着している有価金属を回収し、要望に応じ成膜材料へ加工して返却しています。

これらの製品販売及び洗浄サービスにおける加工代金等については、主として製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されることから、当時点において収益を認識しております。なお、製造した貴金属地金等の国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

当社は、履行義務を充足した時点から主として1年以内に顧客から対価の支払いを受けております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) 環境事業

環境事業では、プリント基板メーカーより使用済みエッチング用薬液を引き取り、新液として再生・販売しています。さらに、副産物である銅を回収・販売しています。

これらの製品販売については、製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されることから、当時点において収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。

当社は、履行義務を充足した時点から主として1年以内に顧客から対価の支払いを受けております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) システム事業

システム事業では、各種計測データ処理システムの開発・販売、自動計測システムの開発・販売等を行っております。

これらの製品販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、履行義務を充足した時点から主として1年以内に顧客から対価の支払いを受けております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理を採用している金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

III. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

IV. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「物品売却益」（前事業年度は1,251千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

また、前事業年度において区分掲記しておりました「助成金収入」（当事業年度は442千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

V. 会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	2,376,812千円
仕掛品	579,729千円
原材料及び貯蔵品	70,917千円
売上原価に含まれる棚卸評価損	16,559千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 V. 会計上の見積りに関する注記 1. 棚卸資産の評価 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債（貸借対照表計上額）149,338千円
(相殺前の繰延税金資産 111,157千円、相殺前の繰延税金負債 260,496千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 V. 会計上の見積りに関する注記 2. 繰延税金資産の回収可能性 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

VII. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	849,284千円	(206,640千円)
構築物	1,202千円	(1,202千円)
機械及び装置	1,428千円	(1,428千円)
工具、器具及び備品	0千円	(0千円)
土地	897,208千円	(266,210千円)
建設仮勘定	160,970千円	(-)
計	1,910,093千円	(475,481千円)

(2) 担保に係る債務

短期借入金	162,280千円	(35,118千円)
長期借入金	4,959,326千円	(61,882千円)
計	5,121,606千円	(97,000千円)

上記のうち（ ）内書は工場財団抵当を示しております。根抵当権によって担保されている債務については、期末残高又は極度額のいずれか少ない方の金額で記載しております。

また、物件引き渡し後に抵当権の設定が契約により予定されている、建設中の物件及びその債務を含めております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,073,896千円

3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	71千円
長期金銭債権	9,681千円
短期金銭債務	61,353千円

4. 財務制限条項

当社の借入金のうち、シンジケートローン契約（当事業年度末残高4,091,540千円）には、各事業年度における純資産及び経常利益が、一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

5. 有形固定資産の圧縮記帳

有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

建物	35,689千円
機械及び装置	105,838千円
工具、器具及び備品	33,554千円
計	175,083千円

VII. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引	222,103千円
営業取引以外の取引	1,553千円

2. 減損損失

以下の資産について減損損失を計上しております。

用途・場所	種類	金額
遊休資産 (福島県郡山市)	建物、機械装置、建設仮勘定、及び無形固定資産	30,087千円
遊休資産 (福島県いわき市)	建物、機械装置 及び建設仮勘定	24,556千円

当社は、管理会計上の区分である事業別を基本にグルーピングを行っておりますが、遊休資産についてはそれぞれの個別資産を基本単位として取り扱っております。

遊休資産については、今後の使用が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、売却を予定しているものについては正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却見込額に基づき算定しております。また、売却が困難である資産については、将来キャッシュ・フローが見込めないため回収可能価額を零として評価しております。

VIII. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	129,498	35	11,760	117,773

(注) 自己株式数の増加及び減少は、単元未満株式の買取り及び、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,064千円
関係会社株式評価損	11,606千円
減価償却超過額	110千円
減損損失	25,733千円
未払役員退職慰労金	63,558千円
資産除去債務	17,072千円
賞与引当金	50,858千円
未払事業税	6,577千円
未払事業所税	3,836千円
未払費用	9,688千円
譲渡制限付株式報酬	12,942千円
棚卸資産評価損	748千円
貸倒損失	18,535千円
前払費用	2,748千円
その他	3,839千円
繰延税金資産小計	230,921千円
評価性引当額	△119,763千円
繰延税金資産合計	111,157千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△23,600千円
その他有価証券評価差額金	△52,219千円
固定資産圧縮積立金	△183,893千円
金利スワップ	△782千円
繰延税金負債合計	△260,496千円
繰延税金資産（△は負債）純額	△149,338千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率29.9%から30.8%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）は6,932千円増加し、法人税等調整額が5,310千円減少し、その他有価証券評価差額金が1,525千円減少しております。

X. 収益認識に関する注記

- I. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
- II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	954 円 18銭
1株当たり当期純利益	56 円 45銭

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XIII. 追加情報

該当事項はありません。